

## 大阪府スマートシティ戦略推進補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 府は、市町村のDX推進を図ることを目的に、市町村が抱える具体的な課題に対し、デジタル技術を積極的に活用して住民のQOL向上や地域課題の解決及び庁内改革を図る取組を支援するため、大阪スマートシティ戦略の趣旨に沿って実施される府内市町村等のスマートシティ関連事業に要する経費の一部について、予算の定めるところにより、大阪府スマートシティ戦略推進補助金（以下「補助金」という。）を交付する。
- 2 補助金の交付に関しては、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）のほか、この要綱の定めによる。

### (補助対象団体)

- 第2条 補助金の交付対象は、大阪府内の市町村及び公的な団体（以下「補助事業者」という。）とする。
- 2 前項に規定する公的な団体は、大阪府内で活動する以下のいずれかの団体のうち、市町村長から推薦を受けたものとする。
- 一 市町村観光協会、社会福祉協議会
  - 二 地域のスマートシティ推進を目的として設置され、市町村が構成団体となっている、又は出資している団体
  - 三 その他地方自治法（昭和22年法律第67号）第157条に規定する「公共的団体等」であって、法人格を有する団体

### (補助事業等)

- 第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、大阪スマートシティ戦略の趣旨に沿って実施されるものであって、次の各号に定めるものとする。
- 一 大阪版デジタル人材シェアリング事業  
府内の複数市町村が予算を組み、デジタル人材の育成・確保を行う事業のうち、スマートシティ戦略部が実施する大阪版デジタル人材シェアリング事業（様々な専門分野の外部デジタル人材を、市町村が共同で確保し活用する仕組み）をいう。
  - 二 DX推進モデル事業  
補助事業者が主体となり、デジタル技術を活用し、住民のQOLや利便性の向上、地域課題の解決、あるいは庁内改革（職員の負担軽減等）に資する新規又は拡充事業のうち、次に定めるものとする。なお、事業については、本格導入並びに本格導入を前提とした実証及び調査研究いずれも対象とする。
    - ア) 市町村が定めるDX推進計画等に基づく事業  
DX推進計画、総合計画、まちづくり計画等に基づく事業
    - イ) 外部デジタル人材を活用して事業化した事業  
大阪版デジタル人材シェアリング事業や国の人材制度、あるいはDX分野において任用した外部デジタル人材の支援の成果として事業化した事業
- 2 補助金の交付対象となる経費は、補助事業者が負担する補助事業を行うために必要な経費であって、別表1に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。ただし、次の各号に掲げる経費は対象としない。
- 一 補助事業として交付決定を受ける前の経費
  - 二 経常的な経費（職員人件費、光熱水費、職員端末、学習用端末等）
  - 三 既存のシステムや関連機器、庁内ネットワークの更新に係る経費

- 四 自治体システム標準化等国の施策、法改正に伴うシステム経費
- 五 不動産の取得、賃借、土地の造成等に係る経費
- 六 その他、デジタル技術の要素が乏しい等事業目的に照らして直接関係しない経費や補助金の交付に関して適切ではない経費
- 七 他の大阪府の補助制度の対象となった事業の経費

(補助金の額等)

第4条 補助金は、予算の範囲内において次の各号を上限に交付する。国等の公的補助等を受ける場合は、総事業費からその公的補助等の金額を差し引いたものを基準に算出する。

一 大阪版デジタル人材シェアリング事業

補助率2分の1、1補助事業者あたり上限500万円

二 DX推進モデル事業

補助率2分の1、1補助事業者あたり上限500万円。該当する事業のうち、予算の上限に達するまで財政力指数（公募年度の4月30日時点で公表されている最新の数値）が低い順に採択するものとする。ただし、複数の府内市町村が連携した広域事業の場合は、最も財政力指数が低い団体の財政力指標を参照する。なお、複数の補助事業者の財政力指数が同一かつ、府の予算を超過する場合は補助対象額に応じて按分した金額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

3 公的な団体が補助事業を実施する場合も、推薦を出した市町村の1補助事業者あたりの上限額に含む。

(事業計画書の提出)

第5条 補助事業者は、あらかじめ、補助事業について、大阪府スマートシティ戦略推進補助金補助事業計画書（以下「事業計画書」という。）（様式第1号）及び事業工程表（様式第1号の2）を、補助事業者の代表者から知事に提出し、その承認を受けなければならない。また、補助事業を複数の補助事業者で実施するときは、代表補助事業者の代表者から知事に、共同団体届出書（様式第1号の3）を提出し、その承認を受けなければならない。なお、公的な団体にあつては、市町村長の推薦書（様式第1号の4）をあわせて提出しなければならない。

(補助金の交付の内定)

第6条 知事は、前条の規定に基づいて承認した補助事業者の代表者に対し、補助金額を内定し、通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第4条第1項に規定する補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、大阪府スマートシティ戦略推進補助金交付申請書（様式第2号）及び第5条に基づき提出した事業計画書（様式第1号）の写しを、補助事業者の代表者から知事が別に定める期日までに提出しなければならない。なお、公的な団体にあつては、要件確認申立書（様式第2号の2）及び暴力団等審査情報（様式第2号の3）を提出しなければならない。

2 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下

「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(経費配分の軽微な変更等)

第8条 規則第6条第1項第一号の規定による知事の定める軽微な変更は、補助事業にかかる経費の20パーセント以内の変更であって補助金交付額に影響がないものとする。

2 規則第6条第1項第二号の規定による知事の定める軽微な変更は、事業目的及び事業の基本的部分に関係のない細部の変更とする。

3 規則第6条第1項第一号又は同項第二号に規定する知事の承認を受けようとする補助事業者は、大阪府スマートシティ戦略推進補助金補助事業経費配分(内容)変更承認申請書(様式第3号)を、補助事業者の代表者から知事に提出しなければならない。

4 規則第6条第1項第三号に規定する知事の承認を受けようとする補助事業者は、大阪府スマートシティ戦略推進補助金補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を、補助事業者の代表者から知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(状況報告)

第10条 規則第10条の規定による報告は、大阪府スマートシティ戦略推進補助金補助事業遂行状況報告書(様式第5号)を、当該補助金の交付の決定を受けた年度の11月30日までに、補助事業者の代表者から知事に提出することにより行われなければならない。ただし、当該年度の11月20日までに補助事業を完了又は廃止したときにあつては、この限りでない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による報告は、大阪府スマートシティ戦略推進補助金補助事業実績報告書(様式第6号)を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に(同条後段に規定する場合にあつては、当該会計年度の翌年度の4月20日までに)、補助事業者の代表者から知事に提出することにより行われなければならない。

2 規則第12条の知事の定める書類は、大阪府スマートシティ戦略推進補助金補助事業実績調書(様式第7号)とする。

3 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、報告時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付)

第12条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、交付する。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、大阪府スマートシティ戦略推進補助金交付請求書(様式第8号)を、補助事業者の代表者から知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている補助事業者は、申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであつて、補助事業完了後に消費税及び

地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額確定報告書（様式第9号）を補助事業者の代表者から知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づく国の財産処分の基準に準ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月26日から施行する。

別表1（第3条関係）

経費区分	節	内容
調査・事業の詳細設計費	報償費	有識者への謝礼
	旅費	事業実施前後の調査及び詳細事業設計に係る交通費、通行料
	需用費	調査票及び計画書等の印刷費、消耗品購入費
	役務費	通信、サービス、運搬費
	委託料	調査及びコンサルティング事業者等への支払い

	使用料及び賃借料	システム及び会場等の使用料等(物品のレンタル料を含む。)
	負担金、補助及び交付金	協議会等に係る経費のうち本経費区分内の各節で示す内容に当たるもの
事業推進主体組成経費	報償費	有識者への謝礼
	旅費	主体組成に係る交通費、通行料
	需用費	会議資料作成のための消耗品購入等
	役務費	通信、サービス、運搬費
	委託料	運営事業者への支払い
	使用料及び賃借料	システム及び会場等の使用料等(物品のレンタル料を含む。)
	負担金、補助及び交付金	協議会等に係る経費のうち本経費区分内の各節で示す内容に当たるもの
事業設備・什器・備品等の準備にかかるとる経費	需用費	ソフトウェア及び備品等の購入
	役務費	通信、サービス、運搬費
	使用料及び賃借料	システム及び会場等の使用料等(物品のレンタル料を含む。)
	備品購入費	什器及び備品等の購入費
	負担金、補助及び交付金	協議会等に係る経費のうち本経費区分内の各節で示す内容に当たるもの
事業推進・事業拠点整備経費	旅費	整備に係る交通費、通行料
	需用費	修繕料等の維持需用費
	役務費	通信、サービス、運搬費
	委託料	企画及びシステム構築事業者への支払い
	使用料及び賃借料	システム、車両リース及び会場等の使用料等(什器のレンタル料を含む。)
	工事請負費	工事請負契約に基づく工事に要する経費
	原材料費	工事材料費等
	負担金、補助及び交付金	協議会等に係る経費のうち本経費区分内の各節で示す内容に当たるもの 人材確保事業者等への支払い
広報・PR 経費、プロモーション経費	旅費	広報活動に係る交通費、通行料
	需用費	広報資料作成のための消耗品購入
	役務費	通信、サービス、運搬費
	委託料	広報事業者等への支払い
	使用料及び賃借料	システム及び会場等の使用料等(物品のレンタル料を含む。)
	負担金、補助及び交付金	協議会等に係る経費のうち本経費区分内の各節で示す内容に当たるもの